

平成 22 年第 2 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 22 年 6 月 17 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長	堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第 2 回村議会定例会の追加議案等の提案に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 17 日、午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、6 月 18 日までとし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長	委員長の報告が終わりました。
議 長	なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3、報告第 2 号、平成 21 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。 報告の説明を求めます。 岡出村長

報告第2号、平成21年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件でございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成21年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告するものであります。

この報告に関しましては、例年、定例会の冒頭に報告をしているところではありますが、今年は6月11日に株主総会が開催されたことによりまして、本日報告となったところでございます。

1 ページめくっていただきますと、平成21年度、第12期の事業報告であります。

次のページをお願い申し上げますが、株式会社さらべつ産業振興公社の貸借対照表であります。

振興公社の事業につきましては、道の駅さらべつと、さらべつカントリーパークの2事業を行っているわけではありますが、これらを合算したものでございます。

まず資産の部では、1として流動資産、37,377,992円、2の固定資産、1,135,849円、3の繰延資産はございませんで、資産の部合計では、38,513,841円となるものであります。

負債の部にまいりまして、1の流動負債に関しましては、3,338,377円、固定負債、引当金はございませんで、負債の部の合計が、3,338,377円、純資産の部であります。1の株主資本であります。35,175,464円、資本の部の合計が35,175,464円、負債資本の部の合計として38,513,841円となるものであります。

次のページが損益計算書であります。1の純売上高に関しましては合計で、83,567,072円、2の売上原価といたしましては、期末たな卸高を差引きまして、36,369,317円、売上総利益、47,197,755円となるものであります。3の販売費及び一般管理費につきましては、49,448,146円、差引きいたしまして、営業利益につきましては、マイナスの2,250,391円となります。それから営業外収益、営業外費用と差引いたしまして、当期純利益につきましては、マイナスの2,033,170円となるところでございます。

次のページ、販売費及び一般管理費の計算内訳であります。これにつきましては、お目通しを願うものであります。

次のページ、道の駅さらべつの損益計算書であります。道の駅の営業に関しましては、営業日は年末年始の12月31日から1月5日まで休みといたした他は359日営業いたしております。利用者に関しましては、レシートの数値であります。21年度に関しましては40,100人ということございまして、前年度比4,860人の減となったところであります。減の要因といたしましては、景気の低迷、週末の悪天候、24時間レース等の中止と、そういうものが影響したと言われているわけであります。売上げの総額でございますけれども、純売上高でございますが、61,637,080円となったところであります。これら入り込み客の減少によりまして、前年度比6,092,973円

の減となったところでございます。内訳にしましては、物産の売上げにしまして、3,464,000円の減、食堂の売上げ、1,243,000円の減、自販機にしましては、特にたばこの売上げが激減してございまして、1,290,000円の減となっているところでございます。2の売上原価でございますが、期末たな卸高を差引きまして、35,576,567円となっております。売上総利益にしましては、26,060,513円、3の販売費及び一般管理費につきましては、節減いたしまして、前年度比1,198,161円節約してございますけれども、28,608,654円となりまして、営業利益にしましては2,548,141円の減となったところであります。

4番目からの営業外収益を差引きいたしました結果、当期純利益にしましては2,369,381円の減となったところであります。

次のページをお願いいたします。

これにつきましては、販売費及び一般管理費の計算内訳であります。これにつきましては、お目通しを願うものであります。

次のページが、さらべつカントリーパークの損益計算書であります。営業日につきましては道の駅と同様でございまして、359日営業しているところであります。利用者につきましては6,809人と前年度比495人減となっているところであります。要因といたしましては、先程申し上げたような要因であります。

宿泊、一般利用者の収入減となっておりますけれども、逆に芝等の管理を請け負ったということから、前年度比223,271円増の21,929,992円が純売上となったところであります。売上原価にしましては、期末たな卸高を差引きまして、792,750円、売上総利益にしましては、21,137,242円となったものであります。3の販売費及び一般管理費、20,839,492円、これらを差引きますと営業利益につきましては297,750円となるところでございます。4番目からの営業外収益を差引きいたしますと、当期純利益にしましては336,211円の増となるものであります。

次のページにつきましては、ご参照いただきたいと思います。

次のページが株主資本等変動計算書であります。資本金につきましては、32,600,000円、変わりはありません。次の利益準備金につきましても97,800円、これは変わりありませんが、その他の利益剰余金、前期末残高が4,510,834円となっていたものが当期赤字ということでございまして、2,033,170円を差引きますと当期末残高が2,477,664円となるものであります。株主資本の合計が前期末におきましては37,208,634円、当期末残高が35,175,464円となっているものであります。純資産の合計につきましても同額でございます。

次のページ、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳であります。これにつきましてはお目通しを願うものであります。

次のページにつきましてもご参照いただきたいと思います。

最後のページ、役員の名簿を付けさせていただいたところであり
ます。何名か変更となっているところでもあります。

以上でありますけれども、年々売上げの減少傾向が続いてござい
まして、振興公社では平成 22 年度において人員の配置、人件費等の
経費の徹底見直しを行って経営の改善を図るということでございま
すが、村といたしましても議会の方からこの件につきましてはご指
導をいただいております。物販の強化、魅力ある事業の展開等につ
いて検討を深め、また検討を急いでまいりたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行いま
す。

質疑の発言を許します。

6 番松橋議員

6 番 松橋さん

このことは前に一般質問で観光事業の中で取り上げて支配人とも
お話をして、赤字の決算になることは承知していました。ただ現実
的にこの赤字が出てきますと、特に人員の減、天気の影響もある
のでしょうけれども、やはりこれから一番心配されますことは高規
格道路がずっと外れたところに行くということは、管内から通る道
があそこは外れることになります。ですから思いっきりどこかで発
想を変えなければ、道の駅とカントリーパークがありますけれども、
カントリーパークは少ないながらも頑張っている。道の駅の物販
等が非常に落ちている。その辺の発想がなければ、おそらくこのま
までいきますと、今年度非常に頑張られても出資金に手が付いてし
まう。準備金がなくなった時点でやはり大問題になると思います。
今年モーターパークが営業を頑張ってくれると思いますから、若干
の期待はあるのですけれども、ただ天気の影響と、モーターパーク
の仕事の回数が少ないだけではないと思うのですけれども、取締役
会でその辺の議論は深められて次の目標を決めているのでしょうか。

岡出村長

議 長
村 長

おっしゃられるとおりでございまして、これから高規格道路のこ
ともございますし、通行形態が変わってまいります。

その中で現在、一番の売上げの減少はたばこの問題と不景気によ
ってある程度の人数は入るのですけれども、客単価が極端に落ちて
しまっているということでもあります。その中で売れるような物販作
りというものが急がれると思っております。

このことについては公社の方とも鋭意打ち合わせを進めていると
ころであります。

それからカントリーパークにつきましては、冬場の営業費用で利
益が食われてしまっている現状にありますので、これについては大
胆に見直しをかけていかなければならないということでもあります。

いずれにしても松橋議員ご指摘のとおり、通行形態が変わってく

るのとお客さんのニーズが変わっているということを踏まえて早急に改善策というものを見つめていかなければならない。その中で魅力作りというものについても急いで検討していかなければならないと思っているところであります。

色々これからご意見等をいただきまして改善に努めてまいりたいと思っております。

議 長 他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済といたします。

議 長 日程第 4、発議第 1 号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7 番本多さん

7 番本多議員 発議第 1 号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件の提案理由を申し上げます。

更別村議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 69 号）に基づき議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催される全員協議会を、正規な議会活動に位置づけるため、この規則を制定しようとするものである。

改正内容は、次のページに新旧対象表として提出しています。

第 15 章を第 16 章とし、第 119 条を第 120 条とする。

第 16 章を第 17 章とし、第 120 条を第 121 条とする。

第 14 章の次に「第 15 章 全員協議会」を加え、

第 118 条の次に、次の 1 条を加える。

(全員協議会の設置)

第 119 条、法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2、全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3、全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則といたしまして、この規則は平成 22 年 7 月 1 日から施行するものです。

以上、菊地議員の賛成を得て提出するものです。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから発議第1号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則
制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。
3番 菊地さん

3番菊地議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させて
いただきます。
今日の私の一般質問は1項目、公用車の利活用について、よろしく
お願いいたします。
更別村の公用車運行管理規定によって定められました公用車の使
用、運行、安全運転管理によって、役場職員の足として主に公用車
を活用しておりますけれども、その公用車の更なる利活用について
何点かお伺いいたします。
まず1点目です。
公用車は多種多様な車種がございます。
厳密に申し上げますと、乗合自動車、專業自動車、公用車という
ふうに管理規定によりますと分かりますけれども、一般に言う公用
車、いわゆる建設水道課が集中管理する自動車、主として人を運搬
するものというふうに記載されておりますが、この公用車であるた
めの色や表示、車種等の基準はあるのでしょうか。その点について
1点お伺いいたします。
2点目です。
村の役場職員の方々は、村外に出れば村の顔、村の営業マンだと
私は思っています。
同様に公用車も村外に出ましたら、村の営業車兼走る看板である
というふうには私にとらえております。しかし、現状はそうではない。
村外、管外を走りますと、公用車は更別村の存在を知ってもらう
ツールになれるものだと考えております。
今、村にあります公用車を眺めてみますと、村の名前は小さく書
かれております。その点については以前、私は一般質問でも申し上げ
たことがありますけれども、役場駐車場に並んでいてもどれが公
用車か一見してわかりません。そのために村の名前をわかりやす
く、シンボル、どんちゃんマークで結構だと思います。そして村の
位置ですとか、ホームページのURL、そして携帯に今様々な所で

不可欠になっている程必要な情報提供ツールとして、QRコードというのがございます。このようなものを、公用車に表示する必要が
あると思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

3点目です。

役場職員の足として活用されている公用車ですけれども、村内を
運行中ももちろん村のために皆さん働いていらっしゃる。そのこと
を今の状態では全くアピール出来ないのです。あの車種は村の車だ
よと知っている方は本当に少ないと思います。どのような場所に人
気のあるところでも、山の中でも、畑の中でも、どこに駐停車して
いても、村民に安心感を与えることが出来る存在でなければなら
ないと思います。

畑で一人で仕事をしている時、市街地から離れて1軒ぽつんとあ
る家の中に一人である時などに、公用車であるとわからないがため
に非常に不安にかられることがあるという村民の方の声をよくお聞
きします。

季節の変わり目などに不審者に関する防災無線などが流れること
もございますけれども、学校でもそのような情報を保護者の方に流
すことがあります。

そのような時に非常に不安になる。そういう不安感を村民の方に
与えることがないようにしていただきたいと思います。

また特に災害時は効果が期待出来ると思います。

そして今申し上げましたように、犯罪の抑制にも貢献出来ると思
っています。

また、同時に村の職員の方々が、どこにいても村の看板を背負っ
ているのだという思いを呼び起こして、仕事の効率アップ、また安
全運転への効果も更に期待出来るものだと思っています。

どこから見ても更別村の公用車だとわかるデザインが必要かと思
いますが、この点についてお伺いいたします。

4点目です。

高齢化に伴う交通弱者救済のために公用車による移動支所サー
ビスの実施についての公共サービスの出前サービスを実施するお考え
はありますか。お伺いいたします。

岡出村長

菊地議員の一般質問の公用車の利活用についてお答えを申し上げ
ます。

ご質問の1点目ではありますが、公用車の基準でございます。

これは公用車であるための基準は特に設けてはございません。

公用車の使用管理につきましては、更別村公用車運行管理規程に
基づいて管理、運行しているところでございます。

特殊な車両を除いて、随時、空いている車両から利用を許可して
いるという状況にあるわけでありまして。広く一般職員に利用させて
いるわけでありまして。

議
村

長
長

現在、公用車の側面には、更別村の名前は入れてございますが、小さく入れているわけであります。

これは以前、福祉関係の相談だとか、税の徴収に行った時に、なるべく役場の車でないような配慮をして欲しいということもございまして、これにつきましては、そういう形態になってきたということでもございます。

そのような配慮からそのような形を取っているわけでありますが、しかし、ご質問の2点目、3点目と質問がございましたように、村外に出た時、それから村内でも同様でありますけれども、更別村をピーアールする絶好の機会となるものでありますし、村民に対して車が更別村の公用車であると一目で認識されることによりまして、巡回や災害時の折に安心感や安堵感を与えることも大切なものと思うわけであります。

更に、職員も更別村の看板を背負って仕事をしているという思いと、安全運転への意識の向上等、再認識する上で必要と思うところでもあります。

先程申し上げました配慮の部分も必要と思いますので、全ての公用車とはなっていないかもしれませんが、今後、村の名前、どんぐりマーク、ホームページアドレス等を入れて、ピーアール等に努めるようにしてまいりたいと考えているところであります。

高齢化社会の中で、モバイルオフィスとして公用車による移動支所サービスの考えはあるかどうかということでございますが、現段階では費用対効果の面、それから情報セキュリティの問題等で難しいと考えております。

本村の規模からして、まず人的サービスで対応でまいりたいと思っているところでございます。

それが血の通うような行政だと私はまずそれに努めることが大切だと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

3番 菊地さん

以前に村民の方からのご要望もあって、一見してそれとわからないような公用車にしたというお答えを伺ったのですが、それは全てがそれではなくていいということだと思いますので、是非ともこれは早く対応していただきたいと思えます。

特に村のホームページが、この度、リニューアルされています。

私も頻繁に開くようにはしているのですが、間違えたのかしらと思う程変わりました。使いやすくなりました。そして例えばこの間でしたら、すももの里の花がこんなふうに咲きましたですとか、そういう身近なブログ的な、今の若い人達に非常にアピール出来るようなホームページになったなど私も喜んでおります。これは是非、多くの皆様に見ていただきたいと思えます。ですので、このQRコード、そのホームページのURLというのを公用車はもちろん

議長
3番菊地議員

のこと、これから作られます村関係のポスターですとか印刷物ですとか、そんなものにも是非入れていただきたいと思います。ホームページをもっと色んな方に見ていただきたいような素晴らしいホームページになったと思っております。

話がそれましたけれども、高齢化社会に伴います移動支所サービスはこの小さな村であるからこそ出来ることであると思うのです。そして他の自治体を見ましても、福島県の矢祭町でしたら役場職員一人一人の家が出張役場であるということで色々な窓口業務ですとか、相談業務、一人一人の職員の方が自分の担当はここだから、担当外だからということではなく、広く住民の方に近づいたサービスをしていらっしゃる。また他の自治体でも出張して自分の足がなかったり、体に色々と家庭的にもなかなか役場まで来れないという方のために、その方のお宅まで役場職員が行って相談事に乗ったり、住民票ですとか、何かの物をお届けしたり、そういうようなサービスをしている自治体も他にも現実にそういうサービスを始めている自治体もあります。人口 3,500 人弱の村であればこそ出来るきめ細かいサービスだと私は思っています。

職員の方にそうやって村民の方に直接生活の場に近づくことによってより本当の住民の方のニーズがわかると思っています。そして現場を見ていただきたい。全ての答えは現場にあるとどんな仕事も言いますけれども、役場の中においてデスクワークをしているのではなくて、是非現場にどんどん出て行っていただきたいと思っています。この公用車を使ってどんどん現場に出て現場の本当の姿を見て住民の方の本当のニーズを救い上げていただきたい、そのために活用していただきたい。これはこれからの更別村にとって必要な施策だと信じています。

地域コミュニティ、地域力、職場力、家族力、こんなものが低下していると叫ばれています。この小さな村でも地域コミュニティの希薄化というものが叫ばれていますし、協働の村づくり、協働のまちづくりという掛け声をかけてもなかなかそれに進んでいかないのが現状だと思っています。

その、地域力、職場力、家族力のつむぎ直しを担っていくのが行政の課せられた課題ではないかとも思っています。

是非、このことについてはよくもう 1 度考えていただきまして、他の先進的に行っている自治体のことも調べていただいて、公用車を使って住民の皆さんに 1 歩も 2 歩も近づいていただきたい、現場を見ていただきたいと思っています。

岡出村長

ちょっとご質問の内容を私も勘違いしたところもございまして、公用車に通信機器を積んでサービスを行うというふうに私は捉えていたものですから、ただ、私がお答えしたのは、ご質問のような内容を進めていくということなのです。

議
村

長
長

まず何かありますと、訪問し、その中で親切な対応をしていくということがこのような地域で求められていることかなと思っ
ているところであります。

公用車に通信機器を積んで、即そこで住民票を発行するとか、しないとか、そういうことを質問の経過から考えてしまったところ
ありますので、まずはそういうものについては、経費の面から今の
ところ困難だと、ただし、私どものような規模の村におきましては、
きめ細かな訪問活動、そして心配ごとを情報収集しながらやってい
くということが大切だと思っております。

それから村の職員は公務外にも町内会活動だとか少年団活動、各
団体の庶務会計と色々受け持っているところでございまして、また
お願いされるわけでありまして。これにつきましては役場職員の1つ
の役目かなということも思っております。それら皆さんとのお
付き合い、交流の中で色々な情報も吸収しながら役場業務に生かし
ていきたいということでございます。

ご質問のようなことは私も同感でありますので進めてまいりたい
と思っております。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

今の村長の言葉を聞きまして非常に心強く思います。是非とも住
民の方々に一歩も二歩も近づいたサービスを今後ともよろしくお願
いいたします。

あと福祉車両の公用車というのを村民に貸し出しをしていますね。
座席が動いて車椅子の方ですとか、体の不自由な高齢者の方々がよ
り乗り降りがしやすいものを貸し出ししているのですけれども、知
らない方が結構いらっしゃるのです。実際に利用状況を見てみま
すと今月は1日だけが埋まっていて、あとは全部空いていますとい
う担当者の方のお話も伺っています。これはせっかく村民の方のご好
意でいただいた車も多いですのもっと周知してたくさんの方に空
きがないくらいに使っていただきたいと思っておりますので、そこら
辺のことも是非よろしくお願いいたします。

議 長
村 長

岡出村長

今年、リフト付の福祉車両を村の方にご寄附をいただいたところ
であります。その中で村も運行となりますと、色々制限があります
ので、これを社会福祉協議会にお願いをしたわけでありまして。

その利用方法等について、ピーアールが足りないとすれば、社会
福祉協議会と協議をして、皆さんにお知らせをして有効な利用を
図っていただきたいと思っております。

議 長
3 番菊地議員
議 長
6 番松橋議員

3 番 菊地さん

これで一般質問を終わります。

6 番 松橋さん

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、今大問題となっております宮崎県を中心として発生しております、口蹄疫の問題について、私も黒毛農家で去年は村長に出席していただきまして盛大に 20 周年をお祝いしました。

更別村には子牛も入れて 1,000 を越えて黒毛がいますと思っておりますけれども、実は今、発生地域の宮崎県の市場には私も農協職員も 3 回程行って、そこから 3 年間にわたって導入しております。何か他人事とは思えませんし、先般、宮崎県の農協の職員に電話を入れましたら、もう仕事の協力で全然家には帰ってきていないということで戦争状態のようなのかなと。

連日、テレビ新聞で報道されておりますから、私が言うこともありませんですけれども、実は新聞に菅首相が野党の質問に対して反省点があると、今やらなければならないことは感染範囲を拡大させないことだと、反省点が何かと言うことで私自身も含めまして、北海道は昨日、道費も補正予算で口蹄疫対策を組みました。それから更別村も補正予算を組みました。どういうことが今回の問題で大問題になってしまったのかというと、畜産農家ばかりではなくて、全てが中止、宮崎空港はほとんどキャンセルだと、もちろん店は開店休業だということで経済が破綻をしてしまっている。特にそれは北海道は畜産王国ですから、絶対に阻止しなければいけないということで大分おさまったのですが、今朝のNHKを見ていますと、国富町というところでまた新しく出たわけで、5 市 6 町であるということで、一番心配されているのは、隣の曾於、これは私自身も何回か行って大産地なのです。宮崎から鹿児島に入って、そこも行きますと私どもが思っている以上に家畜の集散地ですから大変なことになると、それで更別村も色々と対策は組んで、私も和牛の班長という役割で 2 回程会議に出されていますし、理解は十分しているつもりです。ただ、足並みが揃っているかと言われますと、その辺ちょっとなのですけれども。

それで更別村のNOSA Iの獣医さんと勉強させていただきました。インターネットでもたくさん取ってはいるのですけれども、更別村でやれる範囲ということで、私自身まとめたものがありますので、村の対応も含めて質問させていただきます。

更別村にあります家畜自衛防疫組合が拠点になって、もろもろ対処していくと思います。

宮崎県の口蹄疫は、対岸の火事ではありません。

自分の農場、地域の経済を守るため、防疫組合を中心として活動の強化策を早急に企画立案し行動する必要があると思います。

それで行政としての緊急時の対応行動マニュアルについてお伺いをしますということで、大きな 1 つ目で噂、憶測に惑わされず、冷静に自分の牧場を守る対応としまして、農家の行き来は最小限度にする。こうなりますと不安で他の人と相談をしたり、他の牛の状態を見たくくなります。報道等によりますとウイルスは人、車両で運ぶ

ケースが多いというので、なるべく電話、メールで済ませる。2 目として他所の農場に行く際は、行き帰りに靴並びにタイヤの消毒を徹底する。それで消毒の徹底なのですけれども、ここは専門家に聞きましたら炭酸ナトリウムが4%、お酢(穀物酢)300 から 500 倍、ここが非常に先生方によって違うのですけれども、えびの市は毎日、牛の鼻にかけて終息をしたということで努力をした。それからクエン酸 2%、それで農場、牛舎の出入り口にマット、毛布等に 4%の炭酸ナトリウム、それで皆さんに毛布なりタオルを非常に多い位してくれた、それを皆が縫って大きくして向こうの地域では台にしている。たっぷりの消石灰は更別村もやっております。雨などが降ると固くなって効果がないということで、その継続。4 目として口蹄疫の疑いがある場合の心得が非常に大事だと思うのですけれども、NOSA I 等に連絡をして対応を協議します。そこで発熱、多量のよだれがある場合、ここが一番大事かなと思うのですけれども、自分の農場でもしそういう牛が出た時に、人間心理でなかなか言いづらいのです。そこで発見者は防疫上、最大の功労者であると皆さんにそういう認識をしていただいて、そこで最初に見つけていただくと、そこで抑えが効く。今回の宮崎の問題は実はNHKも土曜解説等で発表しましたから、どこでどうなったかということとはちょっと会社の名前とか個人名は出せませんが、実は宮崎県の地方紙なのですが、これでいきますと本当に増やしたのです。NHKもはっきり言っていました。4 月 7 日に見つけた地元の獣医さんの発言もありました。口蹄疫なんて疑っていませんから、おかしいなということで、検査した時点では広がっていた。それと 3 月の末に水牛から出ていたということで、それで、ある大きな会社は夜のうちに県外に 5 頭も出荷をしている。それと自分の会社に獣医がいますから、ペニシリンを大量に打っていた。それで私どもも、なってしまったものはおさえるしかないのですけれども、一番心配されるのは、防疫組合に加入していない人達がありますし、NOSA I にも入っていない人があります。獣医でも発見出来ない、個人の獣医でも意識がなければなかなか言っただけなので、出た時に宮崎県はひどい反省だと思います。あるところの町長は口蹄疫真っ最中に選挙運動だということも書いてある。今、宮崎県の人々は7月11日に参議院議員選挙があつて、高校野球も始まって、イベントは全部中止ですということで、更別村ではそういう人はいないにしても、発見をした人を責めないような行政が一番最初は功労者ですよ、ここにある獣医さんの文書があるのですが、口蹄疫の疑いがある場合の心得、見つけて下さった方はこの国の安全に貢献してくれた素晴らしい人です。恐れる必要も、引け目を感じる必要もありません。病気になったのはあなたの責任ではないからです。安心してきちんと報告しましょう。感染の拡大を防ぎ、発見者は最大の功労者だとあるので、この辺を更別の畜産農家にきちんと再確認をして皆さんで畜産を守

って、畜産ばかりでなくて、まちの産業、村の産業も守るという考えなので、もう1度再確認を含めて私達も落ち着いてから家畜保健所職員を呼んで勉強会をするつもりでありますけれども、それらも含めて村長なり村の対応、危機管理が再確認の意味でお尋ねをしますのでお願いいたします。

岡出村長

松橋議員、ご質問の家畜自衛防疫組合の活動強化策等についてお答えを申し上げます。

この口蹄疫の問題につきましては、本当に大変な問題と受け止めているところでございます。

現在、発生している口蹄疫は、感染力が非常に強くて、一向に終息の様子を見せておらないわけでありまして、宮崎県下5市6町、290例に拡大をしているということでありまして、大変深刻な状況となっているところであります。

この口蹄疫につきましては、4月20日に正式には1例目が発見されたということで、発表があったわけでありまして、その後の本村の取組状況について、若干触れさせていただきたいと思っております。

まず、情報の提供でありますけれども、村内の全家畜飼養農家の皆様には、4月20日から随時、十勝家畜保健衛生所からの情報に基づいて、口蹄疫の疑似患畜発生の情報と飼養衛生管理の徹底等についてお願いをしたところであります。

ただ、5月の下旬頃になりまして、発生当初とは異なってまいりまして、詳細な情報が取得可能になったことと、発生数があまりにも多くて発生状況等につきましては通知を中断したところでございます。

全村民の皆様に対しましては、これまで、5月25日及び6月10日の2回、村内全戸に啓発チラシを配布させていただいて、予防の協力と人には害がないということについて理解と協力をお願いしてまいったところであります。

次に、更別村家畜自衛防疫組合での取り組みでございしますが、村内の家畜飼養の代表者や関係機関で構成しております、更別村家畜自衛防疫組合では、これまで4月30日と6月7日の2回、緊急会議を開催して、村内の対策について協議をしてまいりました。

その結果、6月11日と14日の2日間にわたりまして、自衛防疫組合の乳牛部門及び和牛部門の防疫班長が各飼養農家を訪問し、消毒剤、クレンテでございしますが、この配布と消毒状況の確認をするとともに、注意喚起をしてまいったところであります。

その他、5月26日に私とJAの細矢組合長と話し合いをさせていただいて、消毒資材等の状況や対策等について、それぞれまずは役割を果たしていくということを確認させていただいたところであります。

また、7月11日に開催を予定されておりました、第8回国際トラクターバンパにつきましては、万が一のことを考えまして、口蹄疫の防止上から中止の判断がされているところでございます。

村の関係する施設等での取り組みでございますが、村営牧場につきましては、5月17日に入牧をいたしておりますが、牧場内の作業道路につきましては、バリケードを設置いたしまして、関係者以外の進入を禁止したり、村道南6線1号から道々清水大樹線までの1.9キロメートルにつきましては、通行止めをいたしております、5か所において縦看板の設置をしたところであります。

役場庁舎等の関係公共施設でございますが、施設の出入り口の踏み込みマットによる消毒、消石灰の散布による消毒、職員には、畜産農家宅を訪問の際には、消毒の徹底等、現在までこのような防疫の取り組みをいたしているところでございます。

また、万一の緊急時の対応及び行動マニュアルにつきましては、更別村家畜自衛防疫組合では、更別村家畜伝染病防疫対策危機管理マニュアルが策定されておまして、これに基づき実施することとなっております。

対策組織につきましても、そのマニュアルに示されたとおり、更別村家畜伝染病防疫対策本部が立ち上げられるということになってございます。

道などの上部機関との連携であります。十勝総合振興局長を本部長とした対策本部の機構の一部に組み込まれておまして、速やかに対応する体制が立ち上がることとなっております。

防疫資材の備蓄等でありますけれども、全道の家畜保健衛生所において備蓄となりまして、十勝総合振興局において資材の調達がされることとなっております。

また、更別村では、防護服や手袋、ゴーグル等は、更別村自衛防疫組合において備蓄をしておまして、公共施設等、緊急時対応の消毒剤や消石灰については、村において備蓄することとしております。

先般の一般会計補正予算においてもお認めをいただいたところでございます。

今後の対策でございますけれども、農協の関係部会等におきましても、それぞれ啓蒙啓発が更に行われるということでございます。村といたしましても、ご質問にもございましたとおり、意見をいただきました。これらを参考にいたしまして、なお一層防疫の強化を図ってまいります。

今回の蔓延の原因に、ご質問にもございましたが、これが真相かどうかということとは差し置きまして、発見が遅れて初動体制が遅れたということが今回の蔓延の原因と私は思っております。疑いが出た場合、直ちに連絡していただくことが重要なことだと思っております。

議長
6番松橋議員

この口蹄疫の問題に関しましては、政府も補償を万全にするという方針で今臨んでおります。これらの補償、再建の環境というものが整ってまいりました。

こうしたことが疑いのある家畜が発見されるたびに早期に通報していただくというようなことになってくるものと期待をいたしているところでありまして、そうしてもらわなければ困るということでもあります。

こうした補償等はもちろんでありますけれども、万が一、発生が確認されるようなことになりました折には、やはり道とも連携をしながら対応しなければなりませんけれども、予算等も含めて徹底的に講じていかなければならないと思っておりますし、農家の皆さん方にこれら補償、救済をしっかりとやるよということをお示しすることが被害の拡大防止につながるものではないかと思っております。強い考えで臨んでまいりたいと思っております。

現段階におきましては、更に情報収集いたしまして、有効な対策が示された場合には、更別村自衛防疫組合を中心に速やかに実施してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

6番 松橋さん

その通りですし、やはり1番意識を持たなければいけないのは、僕らみたいに飼っている家畜飼養者だと思います。

それで過去にも病気というのは、サルモネラとか常時、何件かは発生しているわけです。どうも発生した農家も含めまして、遠慮がありまして、私達も農場の名前を聞くのを差し控えたりする傾向があります。それは当然だと思います。それが口蹄疫発生農場なんてレッテルを貼られたら。だから先程も言いましたように、その人が一番功労者だというピーアールがこれから大事なかと、あんたが一番の功労者だ、一番先に見つけたんだ、なかなかそういうふうにならないでどっか行って埋めるというのは不可能ですけれども、そういうことかなと。

それとエゾシカもすごく増えています。それで道が要請して、防衛庁がヘリコプターで調査を行うということで、口蹄疫の問題が出てきて北海道で万が一発生した時に、これは防ぎようがないので、そういう体制も含めて道庁にお願いをするなりタイムリーに水・環境の上更別地区でネット作業が行われていますけれども、果たしてあのようなことも参考にしながら進むということも必要かなと私自身も思っております。

それから補正予算が出来て物事が進んでいくことが1番大事かと思っておりますけれども、先般、消石灰の撒布と山菜取りの時期だったものですから私も心配して産業課長にお話をしたらすぐに対応はしてくれたのですが、予算が決まらなくてもこういう消石灰と撒布、立ち入り禁止の看板等は村長の即決でお願いをしたい、更別村

の土建屋さんにも気にしまして、消石灰の撒布等は村よりも早かったように見えますけれども、村の公共施設の入り口もある程度対応が必要かなと思います。

北電の電気メーター検針も終息するまで平均値でやりますとか、車には乗りませんとか、消毒液を確認して振ってから入りますとか、大手の会社でもこういう協力をしているのですから、村も一番大事なことです。お考えがあれば鹿のことも含めて、それから今はもう対応していただいていますけれども、看板設置等も含めて緊急時にぱっと農家に応えるという発想が必要かなと思います。

この点についてお願いします。

岡出村長

補正させていただきましたけれども、その前から資材の調達だとか、そういうものは対応してまいったところでもあります。

緊急の場合は私の専決でさせていただきたいと思っているところでもあります。

鹿が心配なところでもありまして、50数万頭に及ぶ鹿ということでございまして、これを適正規模にしなければならないということで十勝町村会も期成会も道に対策を要望してきた中のひとつに議会の協力ということが出てきたわけでもあります。自衛隊自らの駆除はなかなか法的に難しいということでございまして、協力をしていただけるということでもありますので今後期待をいたしているところでもあります。

口蹄疫の発生原因、ルートと言いましょか、なかなかそういうものが特定出来ない病気です。またサルモネラ等も同じでありますけれども、なかなか原因がはっきりしない中で発生した農家は本当に被害者だと思うわけです。その発生した農家の方のことを思いながら、補償等を万全にしていくので躊躇することなく報告をしていただくような環境づくりをしてまいることが必要ではないかと思っています。そして、農家の方を救済することに全力を上げなければならないと思っていますところでもあります。

発生を食い止めることが先決でありますので、出来ることをやっ

てまいりたいと思っております。

また効果的な情報等がございましたらご指導を賜りたいと思

6番 松橋さん

宮崎県の口蹄疫が早く終息することを念じまして質問を終わらせていただきます。

7番 本多さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして私は1点

について村長にお伺いいたします。

質問事項ですけれども、更別村の農業経営・生産対策推進会議の今後のあり方についてでございます。

議 長
村 長

議 長
6番松橋議員

議 長
7番本多議員

更別村の農業は恵まれた自然と広大な農地の元で先人達の幾多の試練を乗り越え、努力の積み重ねで現在の生産性の高い大規模経営を展開し、道内でも有数の食の生産基地として重要な役割を果たしてきました。

また本村の経済を支える基幹産業として発展を続けているところでございます。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足等、地域農業の構造変化が続く中で、平成19年4月より水田・畑作経営所得安定対策、また昨年の民主党政権に変わりました来年度よりは個別所得補償制度が導入されるというふうに、国の農業政策は大転換期を迎えております。

また、この制度につきましても、農家には何も明らかにされておらず、農家は不安と心配をしているところでございます。

そこで更別村農業経営・生産対策推進会議で行われております、平成18年からはアグリチャレンジャー事業でいちご栽培、昨年からは始まりましたグリーンアスパラガスの伏せ込み栽培ですが、これはそれぞれの目的があって議会も若干の異論があったわけですが、5年間認めてきました。

しかし、現在、更別村の農業形態を考えますと、これらの作物に興味を持った人はいなかったのではないかというふうに思っております。

これは何年やっても無駄なことではないかと思えます。

また費用対効果の面から見ても特に成果が見られません。あえて言えば雇用対策程度かなというふうに思っております。

新しい作物や収益性の高い作物よりも長年、更別村で作られている作物について付加価値を付けるか、商品の開発等の研究、調査が必要ではないかと考えます。

今年の1月の村づくり懇談会で講演されていた堀川先生が熱弁されていた、地域特性を生かしたブランド形成だというふうに思います。

それが消費者からの信頼を得て高収益につながると私は思いますが、どのようにお考えか村長の所見をお伺いします。

岡出村長

本多議員の農業の振興について、更別村農業経営・生産対策推進会議の今後のあり方のご質問についてお答えを申し上げます。

更別村農業経営・生産対策推進会議につきましては、平成12年4月に設置されたところでありましたが、平成13年3月に類似した機能を持つ、更別村農業構造政策推進会議及び更別村農業担い手育成センター等の組織の見直しをいたしまして、必要事項・重点事項を引き継ぎ、各種対策の一元的な推進に向け、関係機関・団体等の合意形成を図るための最終調整機関として、現在の組織となったところであります。

構成は、村、農協、農業委員会、農業改良普及センター、農業共

済組合等で組織をいたしておりまして、関係機関の長で構成する推進委員会と各個別対策事業の円滑な実施を図るため、企画対策会議や5部門のプロジェクトチームを設け各事業を執行しているところでございます。

アスパラの伏せ込み栽培につきましては、このプロジェクトチームの農産部会において、特産のアスパラについて、農協、普及センター等から提案がございまして、ピーアール、話題づくりの意味を含めて調査研究事業として実施しているものでございます。

私は農家の必要とする、また新たな作物や収益性を高めるための栽培試験等については村だけの対応では難しいと判断しておりまして、そのため、関係機関と連携している推進会議において必要とされた研究試験について実施をするということにしているところであります。

このようなことから平成20年度からのアスパラの伏せ込み栽培試験は推進会議が実施しておりまして、実施の段階におきましては、各行政区会館で行われた営農技術懇談会等で意見を伺い、更に村内で栽培されている作物の更なる収益性の向上、所得の補完等を視野に検討し、この栽培試験に取り組んだところでございます。

このことから、この推進会議において実施する栽培試験、また、その他の各種の事業等も同じでございますけれども、基本的には必要なものを実施するスタンスであります。

ただし、意欲を持って、各研究グループが自ら行うものにつきましては、この推進会議の意見等を伺いながら、積極的に支援をしてまいりたいと思っております。

また、生産物への付加価値や商品開発等の研究調査につきましては、議員のご質問のとおり、現在、更別村で生産されている農作物に付加価値を付け、ブランド化を図ることにつきましては、大変重要なことと思っております。推進会議はもちろんでありますが、農協や商工会、マルハニチロ北日本、更には更別農業高校等と連携を図って積極的に推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

更別村農業経営・生産対策推進会議の今後のあり方でございますが、これからの戸別所得補償の内容等にも左右されると考えますが、基本的には農業に関する各種対策の一元的な推進に向けた関係機関・団体等の合意形成を図るための最終調整機関は必要なものと認識してございまして、これは常に見直し等は必要とは存じますが、それぞれの役割の一つの機関として続ける必要があると考えているところであります。

特産品づくりにつきましては、まずは現在生産されているものを中心にブランド化を図るための努力をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

作物には適地適作ということがありまして、更別村で現在、長年作られている馬鈴薯、豆類については、まさに適地適作だというふうに思っております。だからこそ長年にわたって作られているのだなと思っているわけですが、いちごや伏せ込みアスパラにつきましては、ハウスを利用した上に暖房も使ってということで諸経費もたくさんかかるわけで、更別村の適地ではないというふうに私は思います。そういった意味で、これからこういった開発あるいは試験については更別村に合ったものについて試験あるいは研究をしていただきたいと思っております。アスパラやいちごについては、農家の方にとっては縁が遠くて、むしろ村は税金があるからこういうことがやれるのだという考えの方が結構いると思います。農家からも特に問い合わせ等はなかったかというふうに思うのですが、問い合わせ等についてあったかどうかお伺いしたいと思います。

議 長
村 長

岡出村長

アスパラに関しては今のところ問い合わせはないということでありまして。

いちごに関しましては、何名かいちご栽培したいという方がおられましたけれども、実態を調査する中で断念したということがございます。実際には実を結ばなかったということでありまして。

アスパラにつきましても現在行ってございますけれども、これは農協、普及センターの意見もあって実施しているところでございまして、これにつきましても調査結果、研究成果をまとめて、またお示しをしてみたいと思っております。

適地適作というお話がございました。

やはり更別村のブランド化と言いましょか、確実に獲れるものは豆類の金時だと思っております。それから大規模に作付けがまいりますキタホナミの小麦、これらを何とか生かしてまいらなければならないと私は思っておりまして、それらのブランド化づくりというものをやはり進めていかなければならない。適地適作に応じたブランド化づくりというものを基本に進める考えでいるところであります。

以上であります。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

あと更別村の総合計画の中でも産地ブランドを構築し、収益性の高い農業を育てるということが明記されておりますが、実際にそういった取り組みが表立って見えないわけですが、これは推進会議の中の分野だというふうに思っております。

それで新製品の開発等についてですけれども、それも大事だと思いますけれども、今の国の政策から言いますと、個別所得補償制度にしましても、水田・畑作経営所得安定対策にしても過去の実績が一番大事だというふうに思っておりますので、かつてやっておられ

議 長
村 長

ました試験圃、そういった圃場にても試験あるいは研究ということも大事ではないかというふうに思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

岡出村長

この試験圃の活用というものは以前から問題にされていて、私はそういう取り組みが重要だと思って今まで活用して下さいと申し上げてきました。

結果、各地域の圃場で試験栽培されているから、そんなに必要はないのですよということになっているようであります。現在は利用希望の方々に圃場というものを利用していただいているわけですが、今後、収量を上げるとか、そういう試験について利用していただけるものなら是非、利用していただきたいと思っていますところであります。

その中でここ何年間でそういう議論をしてきたわけではありますが、やはり農業の過渡期にぶつかるわけがありますので、そういうことも含めて推進会議でしっかり議論をし、対策を取ってまいりたいと思っています。

是非、試験圃につきましては、村の財産であると同時に農業関係の財産でもありますので、そういうことを是非私も申し上げて利活用の推進を図ってまいりたいと思っています。

議 長
議 長
議 長
議 長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際、昼食のため、しばらく休憩いたします。 (11時45分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (13時30分)

日程第6、意見書案第4号、農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 松橋さん

6番松橋議員

農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

国は、平成22年度における農業生産基盤整備事業等の予算額を大幅に削減しており、基盤整備や生産・流通システムに係る施設整備を計画していた地域は営農計画への支障、計画的作付拡大への影響など、多くの課題に直面しています。本村は、これまで意欲ある担い手の育成を初め、農地の保全や農産物の効率的・安定的な供給に必要な生産・流通システムの整備等に積極的に取り組んでおり、結果、大規模土地利用型の農業を展開しています。わが国の食糧生産基地としての責任を果たすためには、農業・農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要です。農業者が将来にわたり意欲と希望を持って農業を展開できる実効ある施策の実現を求め、別紙意見書を堂場議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よ

議	長	<p>ろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから意見書案第 4 号、農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書の件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、意見書案第 4 号は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第 7、陳情第 1 号、2011 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件を議題といたします。</p> <p>本案について、委員長に審査報告を求めます。</p> <p style="text-align: center;">松橋産業文教常任委員長</p>
	産業文教常任委員長	<p>第 2 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情第 1 号について、6 月 11 日に委員会を開催し、その審査を行いました。</p> <p>その結果について報告いたします。</p> <p>この陳情は、教育の機会均等を保障する義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算の拡充、教職員数減に伴う超過勤務による教職員の健康被害を防ぐ取り組みなど国の責務において教育予算を確保し一層拡充させることを強く要請する内容です。</p> <p>当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。</p> <p>以上で審査の報告といたします。</p>
議	長	<p>これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。</p> <p>委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>陳情第 1 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論に入ります。</p> <p>委員長報告は、採択であります。</p>

		これから陳情第 1 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第 1 号に対する委員長報告は、採択であります。 陳情第 1 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第 1 号、2011 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件は採択と決定しました。
議	長	日程第 8、陳情第 2 号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長に審査報告を求めます。 高橋総務厚生常任委員長
	総務厚生常任委員長	第 2 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第 2 号について、6 月 11 日に委員会を開催し、その審査を行いました。 その結果について報告いたします。 この陳情は、労働環境などの変化により、「ワーキングプア」などに象徴される社会不安が深刻さを増す中、非営利団体である「協同労働の協同組合」が、働くことを通じコミュニティの再生をめざす活動を行っており、この活動を就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度とするため、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定することを強く要請する内容です。 当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。 以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 2 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第 2 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。

- 議 長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
おはかりいたします。
陳情第 2 号に対する委員長報告は、採択であります。
陳情第 2 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 議 長 (異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、陳情第 2 号、「協同労働の協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める陳情書の件は採択と決定しました。
- 議 長 この際暫時休憩いたします。 (13 時 40 分)
(意見書案及び追加の議事日程表配布)
- 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 50 分)
議 長 おはかりいたします。
休憩中に 7 番本多さんから、意見書案第 5 号、平成 23 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書の件が提出されました。
この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 5 号、平成 23 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。
- 議 長 日程第 9、意見書案第 5 号、平成 23 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
7 番本多さん
- 7 番本多議員 平成 23 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書の提案理由を申し上げます。
内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等を保障する重要な制度であり、この制度を堅持していくとともに「三位一体改革」で削減された負担率を 2 分の 1 へ復元するなど教育予算の拡充が必要です。

また、教職員数減に伴う超過勤務により深刻化する教職員の健康被害を防ぐ喫緊の取り組みが必要です。

広大な地域に小規模校が点在する北海道では教育予算の削減が教育水準の低下をもたらしかねません。このため国の責務において教育予算を確保し一層拡充させることを強く要請するため、別紙意見書を、菊地議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第5号、平成23年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。
おはかりいたします。

休憩中に3番菊地さんから、意見書案第6号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第6号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長 日程第10、意見書案第6号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番 菊地さん

3番菊地議員 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

す。

労働環境などの変化により「ワーキングプア」などに象徴されるような社会不安が深刻さを増しています。

このような中、地域の問題を地域みずからが解決しようと活動する非営利団体のひとつとして「協同労働の協同組合法」と呼ばれる団体が、働くことを通じコミュニティの再生をめざす取り組みを続けています。

この活動は働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事をおこし社会に参加する道を開くものです。

社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として「協同労働の協同組合法」を速やかに制定することを強く要請するため、別紙意見書を、赤津議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第6号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会
は、随意契約の状況について、公用車の管理状況について、産業文
教常任委員会は、市街地活性化事業について、農作物の作況につい
て、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事
項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務
調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付す
ることに決定しました。

議 長 次に議会運営委員長から、6月24日に、更別村において開催される2村議会交流会に、議員全員を派遣したい旨、7月1日に、札幌市において開催される北海道町村議会議長会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、8月20日に、札幌市において開催される議会広報研修会に、議会運営委員及び議長を派遣したい旨、申し出があります。

おはかりいたします。

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成22年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14時00分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 6 月 17 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員